

～労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報公開～

【対象事業所】 株式会社恵美須設計事務所
〒652-0853 神戸市兵庫区今出在家町 2 丁目 1 番 16 号

【対象期間】 令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日

【派遣実績ならびに料金に関する事項】

| | |
|-------------------------------|----------|
| 派遣労働者数 | 26 人 |
| 派遣先数 | 3 件 |
| 派遣料金の平均額 (1 日 8 時間あたり) | 33,904 円 |
| 派遣労働者の賃金の平均額 (1 日 8 時間あたり) | 23,992 円 |
| マージン率 | 29.2% |

※上記金額には、賞与、社会保険料、交通費、出張に係る日当、退職積立金等は含まず。

【労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等】

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否か : 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 全ての派遣労働者
当該労使協定の有効期間 : 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

【教育訓練の実施状況】

・教育訓練はすべて有給で行い、派遣労働者の費用負担は無し

| 教育訓練の種類 | 内容 | 対象者 | 方法 |
|---------|---------|-------|--------|
| 職能別訓練 | 耐震・構造解析 | 派遣労働者 | OJT |
| | プラント設計 | 派遣労働者 | OJT |
| その他訓練 | 現地派遣前教育 | 派遣労働者 | OFF-JT |
| | 情報管理教育 | 派遣労働者 | OFF-JT |

【福利厚生等】

福利厚生、その他の賃金以外の待遇については、他の正社員と同一とし、就業規則の規定に準ずる。